私道の市道編入(市への寄付)の手続きの流れ

☆私道の市道編入は、私道一体である必要があり、一部の土地のみでの寄付はお受けして おりません。

(1) 「私道の市道編入事前審査依頼書」の提出

- 土木調査課に提出してください。
- ①「私道の市道編入に関する基準」に基づき、審査いたします。
- ②関係各課と現地調査などを行った上で、意見をとりまとめ、その可否について回答いたします。

審査回答

- ③「不可」であれば、私道の市への寄付はできません。
- ④「可」であれば、道路施設などの改修や境界測量、登記などの市への引継ぎ条件が満たされ次第、私道の市への寄付の手続きを行います。

(2) 申出者(私道所有者)作業(道路施設などの改修や境界測量、登記などの条件処理)

【道路施設などの改修】

①舗装・側溝などの道路施設並びに下水道施設について、老朽化などにより今後の維持 管理に支障をきたす可能性のある場合は、事前改修が必要となります。

【境界測量、登記】

- ①私道と宅地との境界が不明確な場合、筆界確認書の締結が必要となります。
- ②分筆などの登記が必要な場合は、法務局との協議並びに登記に必要な測量作業などは、申出者の負担で行っていただきます。

【占用物関係】

①私道に維持管理上、支障となる個人占用物などが存在する場合、その撤去が必要となります。

【その他】

①その他の条件がある場合は、その処理も必要となります。

(3)「道・水路敷寄付申込書」及び必要書類の提出

現地検査の後、土木調査課に提出してください。

①提出書類の確認後、所有権移転登記を市が嘱託登記で行います。

必要書類

- ア) 道・水路敷寄付申込書一式
- (別紙<mark>「道·水路敷寄付申込要領」</mark>参照)
- イ) 私道と宅地の筆界確認書 ウ) その他、条件を処理したもの

(4)所有権移転登記完了

■法務局と協議の結果、必要な登記手続きができない場合は、私道の市への寄付もできませんのでご了承 ください。

お問い合わせ

○私道の市道編入全般に関すること 土木局土木総括室土木調査課 調査·管理チーム ☎ 0798-35-3685